

令和2年5月13日

登米市議会における新型コロナウイルス感染症への対応について

本市議会の会議開催にあたり、新型コロナウイルス感染症対策として、当分の間、以下の対応といたします。

なお、今後、新型コロナウイルス感染の状況を見ながら、対応を見直していく予定です。

記

1 感染防止対策

(1) 健康チェックの実施

登庁前の検温及び健康チェックを行う。検温時に 37.5℃を目安として、37.5℃以上の場合は、登庁を自粛する。

(2) 手洗い・消毒の徹底

議事堂及び委員会室等の入り口付近に消毒液を設置し、手指の消毒を徹底する。

(3) マスクの着用

会議出席者は、マスクを着用することとし、発言時も同様の取り扱いとする。

(4) 定期的な換気並びに3密回避の取り組み

①議事堂及び委員会室は、定期的に換気を行う。

②本会議及び各種委員会、その他議会が主催する会議等については、感染防止の観点から、できる限り座席間の間隔を確保するよう努める。

③市当局の説明員については、必要最小限の出席者となるよう要請する。

2 議会運営対応

(1) 一般質問時間の短縮

6月定期議会については、1人当たりの質問時間を答弁含め 30分以内に短縮する。

(2) 会議時間の短縮

説明及び質疑について、要点整理を行い簡潔に会議が運営できるよう時間短縮に努める。

3 傍聴の自粛

(1) 議事堂及び委員会室等の傍聴（入室の制限）

市民の安全安心の確保及び命と健康を守ることを最優先とするため、本会議及び各種委員会、その他市議会が主催する会議等の傍聴については、自粛（入室の制限）を要請する。

ただし、報道関係者については、感染防止対策を講じた上で、議事堂傍聴席への入場を認める。

(2) インターネットを活用した傍聴

①本会議については、これまでもインターネットを活用した傍聴が可能となっていることから、市ホームページからの傍聴をお願いする。

②インターネットの活用が難しい方については、各総合支所に設置してある端末からの傍聴をお願いする。

なお、総合支所での傍聴にあたっては、マスク着用と手指の消毒をお願いする。

〔問い合わせ〕
議会事務局
後藤・佐々木
TEL：0220-22-1913（直通）